

## 申請の注意事項

しゅうなんブランド認定の申請にはいくつか注意事項があります。

- ① 申請の対象は「市内で生産された」とあるので、市内産の素材を用いていないものは受付できません。
- ② 一定の販売実績のない商品は受付できない場合がありますので、事前にご相談ください。
- ③ 産地名を名称とする農林水産物（一次産品）は「商標法第3条第1項第3号」の規定により、個人が申請することはできません。

【例】

申請品名称	申請者	受付の可否
周南市産コシヒカリ	周南 太郎	×
周南市産コシヒカリ	〇〇生産組合	○
花子のおいしい米 (架空名)	周南 花子	○

- ④ 食品加工品を申請する場合、認定審査会の当日に実物（試食可能なもの）を持参していただく必要があります。後日、申請者には審査会の日時をお伝えします。
- ⑤ 「しゅうなんブランド申請品明細書（別記様式第2号）」はなるべく具体的に記載してください。
- ⑥ 農林水産物（一次産品）を生産組織等の団体で申請する場合は、生産者リストを添付していただく必要があります。